て自ら学び，建築の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 建築業務等に関する法規の概要

ア　建築に関する法規の意義

イ　建築に関する法規の構成

(2) 建築基準法

ア　単体規定

イ　集団規定

(3) 建築業務等に関する法規

ア　建築の業務に関する法規

イ　都市計画に関する法規

ウ　良好な建築物の促進に関する法規

エ　労働安全衛生に関する法規

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　建築物の見学，メディア教材の活用及び具体的な事例を通して，建築物が法規によって規制されていることや法令を遵守することの意義を理解できるよう工夫して指導すること。

イ　建築物に関わる課題について，法的な側面から捉え，建築に携わる技術者に求められる倫理観を踏まえ考察するよう工夫して指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)のアについては，建築に関する法規の沿革を扱うこと。イについては，建築関係法規の体系と構成の概要を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，単体規定と集団規定を相互に関連付けて扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，建築業務等に関する法規の目的と概要を扱うこと。

第34　設備計画

1　目　標

工業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，設備の計画に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 設備計画について設備の要素と建築物や社会基盤との関係を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 設備の計画に関する課題を発見し，技術者として科学的な根拠に基づき工業技術の進展に対応し解決する力を養う。

(3) 安全で快適な生活環境における設備を提案する力の向上を目指して自ら学び，工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 住環境と設備

ア　自然環境

イ　室内環境

ウ　流体や熱に関する力学

(2) 設備に関係した建築構造

ア　建築物の計画

イ　建築物の構造

ウ　構造物の力学

(3) 建築物の設備計画

ア　設備計画の概要

イ　各種設備の計画

ウ　機器や配管の所要スペース

(4) 設備の施工

ア　施工管理

イ　設備工事の積算

(5) 建築設備に関する法規

ア　労働安全衛生に関する法規

イ　建築に関する法規

ウ　設備に関する法規

エ　環境に関する法規

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　設備に関する技術の進展に対応するとともに，省資源，省エネルギーなど環境への配慮及びバリアフリーへの配慮の必要性についても理解で